

広島県告示第九百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局竹原支局において、平成十九年十月二日までの間、縦覧に供する。

平成十九年九月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

三原竹原線

三 道路の区域

区 間		新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
新	旧	新	旧			
竹原市小梨町字小吹山二二四八番一地从先まで	竹原市小梨町字小吹山二二〇九番一地从先から 竹原市小梨町字坂之谷一七四一番一地从先まで	竹原市小梨町字小吹山二二〇九番一地从先から 竹原市小梨町字坂之谷一七四一番一地从先まで	竹原市小梨町字小吹山二二四八番一地从先まで	二・一〇〇〇 一・一〇〇〇 三・〇〇〇〇 八〇・〇〇〇〇	七九六・〇〇 六一八・〇〇	
竹原市小梨町字坂之谷一七四一番一地从先から 竹原市田ノ浦三丁目四七三〇番一地从先まで				二・五〇〇〇 八・〇〇〇〇 一・二・〇〇〇〇 七六・〇〇〇〇	一、〇三九・〇〇 八三六・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 メートル
				一・二・〇〇〇〇 九五・〇〇〇〇	一、五〇〇・〇〇 三〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 メートル

<p>竹原市本町二丁目四五六八番二地先から 竹原市本町一丁目四三四八番一地先まで</p>	<p>竹原市本町二丁目四五六八番二地先から 竹原市本町一丁目四三四八番一地先まで</p>
<p>新</p>	<p>旧</p>
<p>一六・〇〇〇 三五・〇〇〇</p>	<p>五・〇〇〇 九・〇〇〇 一六・〇〇〇 三五・〇〇〇</p>
<p>三八九・〇〇</p>	<p>四四二・〇〇 三八九・〇〇</p>
<p>ダブルウェイ 解除 不用物件延長 四〇五・〇〇 メートル</p>	